

前橋市粕川公民館 ご利用のしおり

前橋市粕川公民館

<令和6年10月1日>

前橋市粕川公民館は、社会教育法に基づいて設置され、前橋市公民館条例等で運営管理が定められている地域の生涯学習や社会教育の拠点となる教育機関であり施設です。

市民の皆さんのために、実際生活に即する教育、学術や文化に関する各種事業を行い、教養の向上や健康の増進等を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として運営されています。

これらを実現するために、粕川公民館では「学びの場」「創造の場」「集いの場」を提供しています。そして、「仲間づくり」や「地域づくり」「まちづくり」といった学ぶことを目的とする学習活動・文化活動・レクリエーション活動・スポーツ活動を行う自主的なグループ活動を支援するため、施設の貸出を行っています。

このしおりは、粕川公民館施設の利用条件や利用団体登録の手続きについてご理解いただくために作成しました。是非、ご一読ください。

☆利用申請を行う際にお読みください。

I 粕川公民館を利用するには

粕川公民館を利用するには、はじめに「利用団体登録」が必要です。

1 社会教育関係団体等及び公共的団体等

以下の（１）から（３）の要件を満たしている団体（学習グループなど）及び（４）に該当する団体（自治会、民生委員児童委員協議会、食生活改善推進協議会、保健推進員協議会など）は公民館の設置目的に沿った活動を行う社会教育関係団体等及び公共的団体等（以下「社教団体等」という。）として登録することができ、社教団体等と一般団体の利用希望が重なった場合は社教団体等の利用を優先します。

ここでの「団体」とは、原則として３人以上の構成員を有し、名簿等を備えて、活動している団体をいいます。また、団体の構成員の半数以上が、前橋市に在住、在勤、在学していることが必要です。

【要件】

- (1) 団体の活動が、社会教育法第20条及び前橋市公民館条例第2条に定める公民館の設置目的である、「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図るとともに、地域における生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するもの」であること。また、活動の成果を地域づくりなど地域への貢献につなげることを目的としていること。
- (2) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする団体ではないこと。
- (3) 構成員が自主的・主体的に組織し運営している団体であって継続的かつ計画的に公民館での活動を行う団体であること。
- (4) 前橋市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等であること

2 一般利用団体

1に該当しない団体は、一般利用団体となります。一般利用団体は、3人以上の構成員を有する団体で、団体の構成員の半数以上が、前橋市に在住、在勤、在学していることが必要です。

利用内容を審査した上での許可となり、内容によっては審査に時間をいただく場合があります。

一般利用団体と社教団体等の予約が重なった場合は社教団体等の利用を優先します。

なお、物品の販売、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為での利用はできません。例えば、学習の形態を取ってはいいても連鎖販売取引に関連する活動などの場合には利用はできません。(公民館利用に関する条例第3条及び公民館利用規則第8条)

II 団体登録申請手続き(書類の提出・審査)

「前橋市粕川公民館利用団体登録申請書兼変更申請書」に必要事項を記入のうえ、平日 午前8時30分から午後5時15分までの間に、窓口へ提出してください。

提出された書類を基に審査を行います。概ね7日程度日数を要します。その間何の連絡もなければ「利用団体登録」完了となります。

なお、「前橋市粕川公民館利用団体登録申請書兼変更申請書」は粕

川公民館の窓口で配付しています。また、市ホームページからダウンロードも可能です。

会員名簿の書式に定めはありません。利用団体登録申請時に提出いただく必要はありませんが、実際に利用する方の氏名、住所（町名まで）を記入したものを備え置いてください。会員名簿の確認が必要と判断した場合は提出をお願いいたします。

※住所の番地、電話番号の記載は不要です。

Ⅲ 部屋の予約について

1 部屋利用予約の開始月

部屋を利用する月	予約開始の日
4、5、6、7	1月15日
8、9、10、11	5月15日
12、1、2、3	9月15日

2 予約にあたっての注意点

- 予約は、団体名称を略さず、団体登録した際の「正式名称」で行ってください。
- 多くの皆さんに公平に利用していただけるよう、部屋の利用は原則、月4コマ（前橋市公民館利用に関する条例に記載の「午前」「午後」「夜間」の各区分を指します。）までとなっています。5週ある月は4コマになるよう調整をしてください。なお、発表会の前などの特別の理由により、4回を超えて利用の希望がある場合は、粕川公民館に相談してください。
- 予約後のキャンセルは、早めに手続きと連絡をお願いします。

Ⅳ 利用許可申請

1 利用許可申請の受付

- 粕川公民館窓口又は予約システムで受け付けます。
- 窓口受付時間は平日：午前8時30分から午後5時15分まで、予約システムでの申請は24時間行うことが可能ですが、利用

日の**4日前**からは窓口でのみ申請書を受付けます。余裕を持った早めの手続きをお願いします。**4日前**からは予約システムでの申請はできません。

2 減免団体の方へ

- ・減免対象団体の方は、必ず申請時に減免決定通知書を持参し、職員に掲示してください。

3 変更・取消しについて

- ・利用申請許可後のキャンセル、変更については「変更・取消許可申請書」の提出が必要です。
- ・キャンセルの場合、利用日7日前までに手続きを完了しないと使用料を還付することはできませんのでご注意ください

V 利用制限・禁止事項について(以下に該当する場合は利用できません)

- ・物品の販売、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為はできません。
- ・社員、店員を採用するための試験、面接会場
- ・個人教授、塾経営者による日常の練習活動など
- ・営利目的で実施する不特定多数を対象とする有料の催し物
- ・政策又は政治に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、公民館利用者一般に対する示威的行為又は勧誘を伴うとき
- ・宗教に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、他の公民館利用者など不特定多数を勧誘する活動を行うとき
- ・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- ・建物又は附属物を破損するおそれがあると認めるとき
- ・その他教育委員会が管理上支障があると認めるとき

VI 部屋利用時の注意事項(全部屋共通)

- (1) カギの貸出しには、許可書(コピー可)の提示が必要です。必ず提示してください。システムで申請し許可を受けた場合は、スマホ画面に許可書を表示して窓口で提示してください。

- (2) 部屋の定員は消防法で定められておりますので、必ず守ってください。
- (3) 許可を受けた目的以外に利用しないでください。特に、会議等の名目で利用申請し、商行為などを行うことのないようにしてください。判明した場合は、利用許可を取り消すこととなります。
- (4) イスは汚さないように利用して下さい。
- (5) 公民館はセルフサービスの場です。施設や設備は大切に使い、利用後は整理整頓の後、必ず清掃を行ってください。整理整頓を行ったかどうかの「チェックリスト」を提出していただきます。
- (6) ゴミは、すべて持ち帰りとなっております。ただし、清掃時に出た細かなチリ等はチリトリの中に入れておいてください。
- (7) マーカーなど窓口でお貸ししたものは必ず返却してください。
- (8) 机などの配置を変えた場合は、必ず元の位置に戻してください。
- (9) 部屋の利用時間は必ず守ってください。

※利用時間には準備と清掃の時間も含まれます。

(利用時間)

午前：9時から12時まで

午後：1時から5時まで

夜間：6時から10時まで

- (10) 館内は**全館火気厳禁**です。(アロマキャンドル、パーティー用クラッカーなども使用できません。スプリンクラーが作動してしまう可能性があります。)
- (11) エアコンの温度は、冷房27℃、暖房20℃を目安にご利用ください。
- (12) 部屋のカーテンは、夏季期間中(6～10月)は利用後閉め、それ以外の期間は利用後開けてください。
- (13) 他の利用者に迷惑をかける行為や物品の販売、募金等はしないでください。
- (14) 利用許可の権利を他人に譲渡又は転貸しないでください。
- (15) アルコール類の持ち込みは禁止です。
- (16) 職員の指示に従ってください。また、職員が管理上、入室する場合があります。それを拒むことはできません。
- (17) 市の緊急用務の場合は、利用を一時停止する場合があります。
- (18) 定められた遵守事項や禁止事項に違反した場合は、許可を取消し、又は利用を停止することがあります。

VII 各部屋の注意事項

1 大ホール

- ①発表会等で大ホールを使用する場合、公民館駐車場に「駐車場用係員」を配置してください。粕川公民館の駐車スペースには限りがあるため、他の利用者と調整しトラブルとならないよう配慮願います。
- ②ワイヤレスマイク等の音響設備を使用する場合は、必ず利用期日前までに公民館職員に操作について説明を受けてください。
- ③グランドピアノの使用で配置場所の移動を伴う場合は、適正に台車を使用し破損や移動中の事故など、細心の注意をもって行ってください。
- ④利用後は、ステージのモップ掛け、客席清掃（ゴミや忘れ物など）をしてください。

2 多目的ホール

- ①ワイヤレスマイク等の音響設備を使用する場合は、必ず利用期日前までに公民館職員に操作について説明を受けてください。
- ②ホール内の折り畳み机は、元の場所に整列して収納してください。窓側には配置しないでください。（机転倒によりガラス破損の恐れがあります）
- ③利用後は、ステージ及びホールのモップ掛けをしてください。

3 第3会議室（和室）

- ①畳や障子が傷まないようにご配慮ください。

4 料理実習室

- ①土足禁止です。備付けのスリッパをご使用ください。
- ②料理活動で生じたゴミ全般については、必ず利用者がお持ち帰りください。
- ③食器洗剤やスポンジ等の用具は、利用者各自でご持参ください。
- ④利用後は、次の利用者のために必ずモップ掛け等の清掃をしてください。

5 造形創作室

- ①電気釜を使用する場合は、電源の入切にご注意ください。

VIII 本書について

ご利用のしおりについては、随時、内容を変更する可能性がありますので、粕川公民館を利用の際は、最新のしおりを確認してください。